

日本ウマ科学会国際委員会規程

[制 定 1993年 8月 31日]

[改 正 2003年 11月 10日]

[改 正 2012年 12月 3日]

(目的)

第1条 この規程は、日本ウマ科学会（以下「この学会」という。）会則施行規程第6条第2項の規定に基づき、国際委員会（以下「この委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長1名及び委員10名以内をもって組織する。

2. 委員長は、国際担当常任理事が、これにあたる。

3. 委員は、委員長の提案に基づき、常任理事会の承認を経て、会長が委嘱する。第1項の範囲内での委員の追加及び欠員となった委員の補充についても同様とする。

(任期)

第3条 委員長及び委員の任期は2年とし、役員との任期と一致する。ただし、再任を妨げない。

2. 追加又は補充の委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

3. 委員は、任期満了後も、次期委員会が構成されるまでは、その職務を行う。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

1) 国外における国際会議等への参加に関する事項

2) 国内における国際会議等の主催、協賛または参加に関する事項

3) その他、この学会が主催する学術国際交流に関する事項

(報告)

第5条 委員会の審議結果は、常任理事会において委員長が報告する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、審議に加えることができる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、委員会の提案に基づいて、常任理事会の承認を経て行う。

附則

この規程は、1993年8月31日から施行する。

この規程は、2003年11月10日から施行する。

この規程は、2012年12月3日から施行する。

日本ウマ科学会国際交流促進事業
海外渡航支援事業規則

平成 13 年 7 月 30 日制定・施行

平成 15 年 2 月 4 日改正

平成 21 年 8 月 10 日改正

(目的)

第 1 条 この規則は、日本ウマ科学会（以下「本学会」という。）国際委員会規程第 4 条に基づき、海外で開催されるウマの科学や文化などに関する学会への参加や学術的ならびに文化的調査等のために渡航する者の経費の一部を会費の一部から支援し、国際交流の促進ならびに最新のウマ科学・文化情報の収集と共有化を図ることを目的とする。

(条件)

第 2 条 この支援対象者は、本学会会員に限る。

第 3 条 この支援は、以下の目的での渡航に適用する。

- (1) ウマに関する学術、文化あるいは技術の情報交換を目的とする海外の諸行事への参加を目的とした渡航。
- (2) ウマに関する学術的ならびに文化的調査等を目的とした渡航。
- (3) その他、本学会が必要と認めた渡航。

(任務)

第 4 条 この支援を受けた者は、次の責務を果たさなければならない。

- (1) 海外の諸行事に参加したときは、当該行事の規模や参加者の概要、話題になったウマに関する最新情報などを網羅した記事を原稿に取りまとめ、本学会和文誌に投稿すること。
- (2) 学術的ならびに文化的調査等のために渡航したときは、調査結果を英文あるいは和文にてとりまとめ、本学会機関誌に公表すること。
- (3) その渡航目的に係らず、本学会機関誌への投稿は、原則として以下のとおりとする。
 - ① 原稿は和文誌の場合、写真や図表は別にして本文 3,000 字以上、15,000 字以内とし、英文誌の場合はこれに準ずる。
 - ② 本人顔写真 1 枚と 200 字以内のプロフィールを添付する。
 - ③ 提出期限は支援対象渡航期間の完了後 1 ヶ月以内とする。

(募集)

第 5 条 この支援対象者は、以下の要領に基づいて募集し、選考する。

- (1) 本学会国際委員会は、当該年度の予算規模に応じて当該年度の支援件数を決定し、会員に広報する。
- (2) 募集は原則として毎年 11 月 1 日～翌年 4 月 30 日（前期）の期間の渡航希望者

を対象とするものは9月末日を締め切りとして、5月1日～10月31日（後期）の期間のそれは3月末日を締め切りとして、年2回実施する。

- (3) この支援を希望する者は、本事業応募要領に提示する期日までに、海外渡航者支援申請書（様式1）により本学会長宛に応募する。

（選考）

第6条 応募締め切りの都度、国際委員長は選考委員会を開催し、当該申請書に全員の内容を慎重に審査した上で、支援対象者を予算規模に合わせて適宜選考し、常任理事会の承認を経て支援金の交付を決定通知する。

（支援額）

第7条 支援額は一件につき10万円を限度とし、本学会機関誌への投稿後、速やかに支払うものとする。

（事務）

第8条 本支援事業に係わる事務は、本学会事務局が行う。

（雑則）

第9条 この規則に定めるほか、本支援事業に必要な運営事項は、常任理事会の決定に基づき処理する。